

重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財に関する 保存活用計画の検討に向けたヒアリングの概要

重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財に関する保存活用計画の案を検討するため、企画調査会委員である鬼頭委員、齊藤委員、原田委員を中心に、関係する有識者や団体等にヒアリングを行った。

ヒアリングを行った有識者及び団体関係者は以下のとおり。

<重要無形文化財（芸能）関係>

（有識者）

児玉 信 能楽・邦楽ジャーナリスト

前原 恵美 東京文化財研究所無形文化遺産部無形文化財研究室長

（重要無形文化財の保持者の団体の関係者）

柴田 良子 義太夫節保存会事務局

土屋 純一 一般社団法人日本能楽会事務局

<重要無形文化財（工芸技術）関係>

（有識者）

菊池 理予 東京文化財研究所無形文化遺産部主任研究員

近藤 都代子 元文化庁文化財部伝統文化課工芸技術部門主任文化財調査官

（重要無形文化財の保持団体の関係者）

清山 健 美濃和紙の里会館 館長

宮良 みゆき 久米島博物館学芸員

<重要有形・無形民俗文化財関係>

（有識者）

岩崎 真幸 みちのく民俗文化研究所代表

茂木 栄 國學院大學教授

ヒアリングにおける主な御意見は以下のとおり。

＜重要無形文化財（芸能）に関する有識者からの御意見＞

- 計画策定によって、無形文化財（芸能）にとっての保存活用はこういうものであると示すためにも、積極的に進めるべきである。
- 保存・継承を進めていく中でそれが活用に資することになるかもしれないが、活用それ自体が目的となると、活用できる（利用できる）芸能という方向に変容していく可能性があることを危惧している。
- それぞれの芸能が長い時間をかけて培ってきた基礎（「わざ」）の揺るぎない伝承を心がけつつ、伝統芸能の重要性、必要性が人々に伝わるような保存継承計画（仮称）とすべきであり、かつ、伝承者が希望を持てる内容とすることが必要。
- 保存継承計画（仮称）を策定することによって、保持者や保持者の団体がどのような活動を行っているか「見える化」することが重要で、そのことによって、皆で支えていける形を作り上げていくことも可能になるのではないかと考える。
- 保存継承計画（仮称）の策定によって、観客層の拡大や伝統芸能を享受する人口の拡大などに繋がるのではないか。
- このような計画の策定により、策定者自身の重要無形文化財保持者としての自覚や保存・継承への意識の向上が期待される。
- 策定の目的や考え方に照らして対象外とする理由がないのであれば、各個認定保持者、総合認定の保持者の団体の両者を策定主体とすべきである。
- 地方公共団体や外部有識者に加え、各分野の統括団体など、幅広く関係団体と連携や協力をとることができ、あるいは支援を受けることができるような仕組みになると良い。
- 国は事務手続の負担軽減などの方策を立てるべきではないか。
- 「計画期間の考え方」は、おおむね5年程度が適当と思われる。しかし対象は保持者の体現する「わざ」であり、状況はゆるやかに変化することから、個別の状況や変更については柔軟な対応を考慮すべきである。

- 計画の策定に当たっては、策定経費などの支援が必要である。
- 計画を国が認定すれば、民間など外部からの様々な形の支援も得やすくなるのではないか。

<重要無形文化財（芸能）の保持者の団体の関係者からの御意見>

- 計画策定は「できる」規定が望ましい。
- 保持者の認定に当たっては、その目的や責任、効果を周知すべきである。それが計画策定への姿勢にもつながる。
- 伝統芸能は、分野ごとに永年培ってきた独自の伝承システムがある。それぞれの違いに応じた計画が策定できるようにすることが必要である。
- 策定された計画内容に補助金が交付されるのであれば、策定を希望する団体は多いのではないか。
- 策定に係る人的・資金的支援がある方が望ましい。計画策定や様々な事業実施は、保持者だけではなくそれを支えるスタッフがいることで実現可能となることから、スタッフへの支援や団体の強化を図ることが必要である。
- 団体によっては、現在行っている事業をベースにする形で計画を策定するところも多いのではないか。

＜重要無形文化財（工芸技術）に関する有識者からの御意見＞

- 様々な理由により策定が困難な者もいる実情を踏まえ、保存継承計画（仮称）の策定は「できる」規定とすべきである。

- 計画策定には賛同するが、無形文化財は、保持者・保持団体構成員・伝承者の健康状態などにより計画の内容に変動が起こりやすい。そのため、どのような場合に計画変更が必要かを明確にするとともに、策定主体に過度の負担とならないように配慮する必要がある。

- 策定主体には各個認定保持者も入れるべきであり、実際に計画策定する場合には、それを支援する者が必要である。

- 保持団体による計画策定の際には、地方公共団体（都道府県、市区町村）の協力が必要だが、体制が整っていないところもあるので、その様な場合には、専門家や関係団体などの支援を求められるような体制も必要ではないか。

- 策定支援者には、地方公共団体（都道府県・市区町村）のみならず、地域の博物館や大学なども含める形にすれば、展覧会やワークショップなどの活動もさらに活発になるのではないか。

- 保存継承計画（仮称）には将来的なビジョンや現在の課題なども記載できるようにした方が良いのではないか。

- 計画期間には、現実的な5年以上の期間を記載する形が良いのではないか。

- このような計画の策定を通じて保存・継承を図ることができるのは大きなメリットである。

＜重要無形文化財（工芸技術）の保持団体の関係者からの御意見＞

- 様々な理由により策定が困難な者もいる実情を踏まえ、保存継承計画（仮称）の策定は「できる」規定とすべきである。

- 保持団体が計画を策定する際には地方公共団体（都道府県、市区町村）などの行政のバックアップが不可欠であるとともに、策定に係る説明会を開催するなど、策定主体の負担軽減に努めるべきである。

- 文化財の保護などに明るい経験豊富な専門家も参画できる形にすることで、長期的な視点での計画策定が可能になると思われる。
- 保存継承計画（仮称）の策定主体には各個認定保持者も含めるべきである。
- 計画期間は、伝承状況の変化に合わせた柔軟な対応を考えれば5年以上が妥当だと思われる。
- 計画の策定を通じて自らの保持する文化財について自覚し、具体的な問題点が明らかになるとともに、その解決方法について十分に議論するきっかけになるとと思われる。
- 計画の策定をすることにより、文化財保護の本来的な視点に立って、策定主体が保存・継承に対しイニシアティブをとることができるようになる。
- 計画の策定や運営によって、本来の文化財保護の趣旨から外れ、文化財を支える職人に対し過度な負担とならないように配慮する必要がある。
- 策定した計画が国に認定されることによって、策定主体も安心して中・長期的なビジョンに基づいた事業を行うことができる。
- 計画を策定する中で、地方公共団体が保持者・保持団体と問題の共有ができる。

<重要有形民俗文化財に関する御意見>

- 有形の民俗文化財については、その多くが過去に生活の中で使用されていたものが指定されており、時間が経過し生活が変化するに従って人の理解が乖離していくものなので、それを埋める努力又は配慮が必要である。
- モノの製作技術や使用法などについても、後世への理解が図られるような計画が望ましい。
- 「計画記載事項」内にある「代替化」については、現物に即した材質による複製品作成が望ましく、それを活用するに当たっては、更なる予算と人員の裏付けが必要である。
- 同じく「計画記載事項」内にある「普及・啓発・発信」については、民具等の使用法や製作に関する伝承教室や講座の開催などの具体例を明示したほうがより良い活用につながるのではないか。
- このような計画策定を行うことを通じて重要なことは、文化財というものを再認識することとともに、支えようとする人々の現状認識をすることである。そのためには、「計画記載事項」に「指定の趣旨・概要」という項目を加える方が望ましい。

<重要無形民俗文化財に関する御意見>

- 無形の民俗文化財は地域に密着した文化財であるため、計画策定を通じて特に重要なことは、指定された内容を今後も継続していく地元のモチベーションの向上である。
- 計画を策定する際には、地域の人たちが自主的な形で策定するとともに、それを地方行政がサポートする形にしないといけない。
- 無形の民俗文化財に係る計画を策定する際には、昨今の社会変動が大変激しいこと、また祭礼などについては、次回実施されるまでの期間が非常に長いものなど実施状況も多岐に渡るため、そのような違いや社会の流動性を認識し、柔軟な対応を出来るようにしておく必要がある。
- これまでは指定された物件の実施に係る資金については自己調達为主であったが、過疎化などの問題で、どの地域においても資金不足は深刻な懸念材料と

なっている。現状を把握するため「主な資金調達の方法」についても項目に加えた方が望ましい。

- 計画策定をすることで地域の人々が毎年祭礼などを実施する「意義目的」を明確にする一助となれば良い。
- このような計画策定を行うことを通じて重要なことは、文化財というものを再認識することとともに、支えようとする人々の現状認識をすることである。そのためには、「計画記載事項」に「指定時の状況」という項目を加える方が望ましい。

＜重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財に共通する御意見＞

- このような計画策定を充実させるためには、都道府県及び市区町村の職員の民俗文化財に対する理解の向上が不可欠である。
- 保存活用（継承）計画（仮称）を策定「出来る」という形にしても、人員とともにそれに係る予算も必要と思われる。
- 計画策定に当たっては、策定経費などの支援が必要である。
- 計画の記載の中には学校教育との連携などの「教育活用」の観点も入れた方が良い。
- 有形・無形に関わらず「計画記載事項」にこれまでの「調査歴（文字記録・映像記録）」の項目も加える方が望ましい。
- このような計画策定を通じて、地元が文化財をどのように考え、また将来どのようにしたいのかの意欲をはっきりさせる契機としてもらいたい。
- 計画策定に当たっては、外部の専門家や有識者などからの協力や助言を得る形にした方がより充実した内容とすることが出来る。